

## 第7期古賀市介護保険運営協議会（平成30年度第2回）会議録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき会議録を作成する。

1. 日時 平成30年7月9日（月）19時00分から21時00分まで

2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室

3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長  
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員  
酒井康江 委員、河村正彦 委員、柴田壽一 委員  
中野淳子 委員、前野早月 委員

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴者 なし

### 6. 報告・議事

- (1) 古賀市の高齢者及び要介護認定者の状況について
- (2) 平成29年度古賀市地域ケア会議の報告
- (3) 平成30年度日本認知症ケア学会・読売認知症ケア賞  
実践ケア賞受賞について（古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙」）
- (4) 地域密着型サービス指定候補事業者公募について
- (5) その他

### 7. 資料

- 【資料1】介護保険サービスの利用状況
- 【資料2】古賀市介護予防講演会(案)
- 【資料3】平成29年度古賀市地域ケア会議の報告
- 【資料4】平成30年度「日本認知症ケア学会・読売認知症ケア賞」受賞について

【資料5】地域密着型サービス事業公募説明会資料

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

## 9. 会議内容

(1) 課長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 古賀市の高齢者及び要介護認定者の状況について

介護支援課より報告。

4月末現在の介護保険要介護認定者の状況や平成29年度と平成30年度の比較、認知症高齢者の状況、介護予防係事業の説明を行う。

### 【質疑】

○ 今回の資料は4月末時点のデータとなっている。介護保険事業計画書は9月末時点のデータであり、平成30年度の推計値と実績の比較をするため、次回は9月末時点のデータを示してほしい。

⇒ 次回の協議会では9月末の情報をお示しする。

○ 前回認定結果からの要介護度の変化をみると、回復している人がいる。回復した要因については分析できるのか。

⇒ 今回は認知症の有無での分析をした結果、認知症の無い人の方が回復傾向にあることがわかった。さらに詳細な分析も可能ではある。

○ 介護老人福祉施設の利用者で要介護1、要介護2の人が含まれているが、原則要介護3以上の利用となっている。要介護1、要介護2の利用者とはどういう人か。

⇒ 介護保険制度開始時点は、要介護1以上の利用となっていたが、平成27年度から要介護3以上と改正された。制度改正以前から利用していた人については、要介護2以下であっても継続利用が可能となっている。また、特例的に要介護1、要介護2の人であっても様々な事情によって利用が可能となる場合もある。ただし、この場合は事前に保険者への届出が必要となる。

○ 介護療養型医療施設の実績があるが、今後廃止になると聞いている。その後はどのようなになるのか。

⇒ 古賀市では北九州古賀病院が対象の事業所。廃止後の転換としては、介護保険では「介護医療院」という新しいタイプの施設が想定されている。また、医療保険適用の病床として転換するという選択もあり得る。現時点は転換後については未定。

○ 介護療養型医療施設から新型老人保健施設へ転換という話があるとも聞いた。これについてはどうか。

⇒ 現時点では新型老人保健施設の開設の話は聞いていない。今後、そのような方向で検討することも想定できる。

○ 外出促進事業のおでかけハンドブックは5000冊あるということだが、応募数は3分の1程度となっている。応募されていない人はどういう状況か。

⇒ 3つのパターンが考えられる。もともと応募を目的としていない人、シールを応募必要数集められなかった人、応募をする行為が困難な人。おでかけハンドブックは人気があり配布はされているが、応募要件としてシールを5枚集めるようになるのでその要件に当てはまらなかった人もいると思われる。また、このハンドブックは各地域でのイベント情報が掲載されていることから、ガイドブック的な用途で利用されているとも聞いている。シールを集めなくてもハンドブックが外出のきっかけになるのはひきこもり予備軍へのアプローチとして効果があると考えている。

また、応募をするという行為が困難な高齢者もいる。窓口まで来ることが難しい場合など。応募できない人への支援を地域や団体でしているところもある。このような地域や団体と協力して応募が困難な人であっても応募できるようにしたい。

○ 外出促進事業のイベント等での地域性はあるか。

⇒ 花見は積極的に取り組んでいる。地域での活動にこの事業をうまく取り込み、ハンドブックをもって市民を誘っている。この事業が展開していかない地域の特徴としては区長が1年毎に交代する区であること。区の情報など伝達がスムーズにいかないのか、事業が広がりにくい。そのような地域は直接市民にアプローチし、市民から区へ要望を伝えることで事業の必要性が理解してもらいやすい。また、音楽校など体験してもらうことで市民がやりたいという気持ちになってもらうという仕掛けもしている。また身近な人が応募して商品があたることで事業を実感してもらえということもある。

○ 外出促進事業で効果が数字等で確認できるようなものはあるか。

⇒ 「見える化システム」という古賀市が全国から見てどの程度の状況にあるのかを確認できるものがある。その中でみると古賀市は「ひきこもり」が少ない傾向がある。全国のひきこもり率が18.7%のところ、古賀市は13.6%。さらに年齢別でみると年齢が若い方がひきこもりの多いことが見えてきた。定年後すぐの若年層がひきこもる傾向にあるという結果が見えた。

#### (4) 平成29年度古賀市地域ケア会議の報告

#### (5) 平成30年度日本認知症ケア学会・読売認知症ケア賞 実践ケア賞受賞について

介護支援課より地域ケア会議の説明と実績の報告、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙」の受賞の報告。

○ 資料3のⅡの⑤の表の見方がわかりにくく、分類の基準が明確でない。

⇒ 1ケースごとに課題を大きく分類分けしたものを縦軸、さらに詳細に分けたものを横軸として示したもの。1ケースで1から3程度の課題がでてくるので集計結果と会議件数は異なる。今後、わかりやすい分析ができるように検討していく。

(6) 地域密着型サービス指定候補事業者の公募について

介護支援課より公募の案を説明。

- 公務員宿舎跡地にできる事業所とは別の事業所の公募と考えていいか。  
⇒ 別の事業所となる。
  
- 報告で認知症の人が多いという話が合った。古賀市で認知症を対象とした施設があるが、認知症の人数からして不足するようなことはないか。入所したくてもできずに待っている人がいるのではないか。  
⇒ 現在認知症対応のグループホームが5事業所ある。公務員宿舎跡地に開設する特別養護老人ホーム、小規模多機能型共同生活介護についても認知症の受入れは可能。市内の入所系の事業所ですべての認知症の人を受け入れることはできないが、市では認知症があっても自宅で過ごしていけるような環境を作ることを目指しており、地域包括ケアシステムの構築を考えている。個々に応じてその人にとって適切な生活場所の提供をしていきたい。
  
- 高齢者施設等の待機者の現状はどうか。  
⇒ 各施設の待機状況を正確には把握していないが、特に待機が多いのは特別養護老人ホームと聞いている。またグループホームの待機も増えていると聞いている。有料老人ホームでも認知症の受入れをしており待機をしている人もいる。ただ、待機者は一つの施設にのみ申込みをしているわけではなく、複数の施設に申込みをしていて、早く順番が回ってきた施設に入所をするようなケースが多い。このため、待機者数が多くあったとしても、実数はつかみにくい状況。
  
- 地域は限定しないというが、特に市から要望や建築可能な場所等の情報提供等もする予定はないか。  
⇒ そのようなことは考えていない。
  
- 配点が各項目にあるが、採点に関する基準のようなものはないか。プレゼンテーションの順番によって「前の法人よりも～」というように比べていくことになるので順番によって不利になる法人があるのではないか。  
⇒ 明確な基準はない。特にすばらしいと感じれば満点にするというような考え。項目が白黒つけられるような明確なものではないこともあり、委員の判断によって採点してもらうようになる。プレゼンテーションの順番の問題もあるが、最初の法人が基準となって採点をしていくことになると思う。質問内容から明確な採点基準を決めるのは難しい。
  
- プレゼンテーションの順番で採点に問題が出る可能性があるとのことだが、事前に提出資料の確認ができることからそのような心配はないと思う。資料の確認をしたうえでプレゼンテーションを実施することで公平な審査ができるだろう。  
⇒ 前回同様に事前に提出資料を確認するので、その中で比べて見えてくるものがあるのではないかと考えている。当日は資料で分からない点を確認するようにしていきたい。

- 昨年度に公募をしたときと同じような項目となっているのか。変更点はあるか。  
⇒ 前は評価基準に点数をつけていなかった。どの点を市が大きく配点をしているのかを応募業者が確認できるものとしている。また、点数の下限を設定し明記している。たとえ1 法人しか応募がなかったとしても点数が満たなかった場合は指定をすることは考えていない。大きく変わったところはない。昨年度と異なるのは、昨年度は土地が決まった状態での公募だったが、今回は設置場所に関する内容も入っていること。
  
- 応募することを決めた段階で、地域説明会をするのか。応募の時点では必ずしも設置するとは限らないが。  
⇒ 説明会の開催までは求めている。区長会で説明をしたところだが、設置予定地域の反応を知りたいということ。応募の段階で、地域の感触を確かめてもらいたいと言う趣旨。
  
- 公募説明会は7月20日に予定しているが、公募の内容については公開しているのか。  
⇒ 本日の協議会での公募内容についての意見を参考に最終的な資料を作成していく。公募の期間が短いということもあり、内容が決定すれば早めにホームページ等で公表していきたいと考えている。
  
- 説明会で、現在のグループホームの待機者を示したらどうか。事業開設の参考になるだろう。
  
- 説明会から公募締切りまでの期間が短いように感じる。かなりの作業が必要だと思うし、土地から探すことを考えると2か月ではかなり厳しいように思うがどうか。  
⇒ 過去の事例や他市町の事例を確認して設定しているが、できるだけ作業がスムーズに進めていけるように情報は早めに周知している。今回も6月初旬にホームページで周知している。
  
- 古賀市には通所介護事業所が多くあるが、どこも認知症対応型通所介護に転換をしていない。それは事業として継続するのが難しいのが原因と思われるがその現状を把握しているか。  
⇒ 他市の状況を確認している。認知症に限定した事業であることが事業をすすめるにあたり難しいと聞いている。通常に通所介護でも認知症の対応は可能であり、認知症対応型通所介護は費用も高くなることから通常に通所介護事業所を選ぶ人が多くなっていることは把握しているが、これから先、必要な事業であると考えている。事業のタイプを限定せず、共用型や併設型など負担の少ない形で事業ができるよう選択肢が広がるような公募を考えている。
  
- 人材の確保等の問題もあるのだろう。特に認知症に対する知識等が必要となる。事業の趣旨を理解し応募があることを願っている。  
⇒ 市ではできるだけ応募しやすいように、地域の限定等をなくすことや、事業のタイプの

限定をせず広くオープンに事業をしやすいようにと考えている。

○ 評価基準で苦情解決の仕組みの部分、法人内部での苦情対応だけでなく、外部の第三者の対応も評価基準にいたらどうか。

⇒ 「第三者」の対応についても追加していく。

○ 事業の対象者が認知症のある要支援2以上の人となっているが、それはどのように判断するのか。客観的な判断基準があるのか。

⇒ 主治医意見書で認知症の判断をしていく。具体的には診断があるか、自立度がⅡa以上であるかで判断する。

○ 市から開設可能な土地の紹介はするのか。

⇒ その予定はない。

## 10. その他

・古賀市内の介護保険サービス事業所での事故について

市内事業所で建物の2階の窓から転落する事故があった。市から実地指導を行い、設備の基準違反はなかったが、再発防止等の観点から事業所から改善報告書の提出を求めている。事故、事件の判断はできていない。

・議事録について

署名については甲斐会長と加藤委員にお願いする。

・次回開催日程について

11月下旬～12月上旬の予定

以上